

令和4年11月25日

八街市総務部企画政策課長 飯田 英二 様

八街市地域公共交通協議会
事務局長 飯田 英二

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の取扱いについて(依頼)

八街市では、八街市内循環バス(以下、「ふれあいバス」という。)について、平成30年度から国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を受け、運行しております。

この地域公共交通確保維持改善事業費補助金(以下「補助金」という。)については、当協議会が策定した生活交通確保維持改善計画の認定に基づき、ふれあいバス運行事業者(乗合バス運行事業者)を補助対象事業者として補助金を受領していたところですが、令和3年4月5日の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等の改正に伴い、補助対象事業者が当協議会となりました。

つきましては、当該補助金の補助対象事業は、ふれあいバスの運行に係る経費であることから、当協議会に補助金が納入された後、補助金相当額を市会計に納入いたしますので、ふれあいバスの運行事業に係る経費に充当していただくことを依頼します。

記

- 1 改正内容 別紙1及び2のとおり
- 2 根拠法 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
地域公共交通確保維持改善事業実施要領
- 3 開始年度 令和4年度ふれあいバス運行事業費

(別紙1)

1 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の制度変更の概要

真に公費負担による確保・維持が必要な路線に対し、効果的・効率的な支援を実施していくため、令和3年4月5日に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が改正され、以下のように制度が変更されました。

主な改正内容

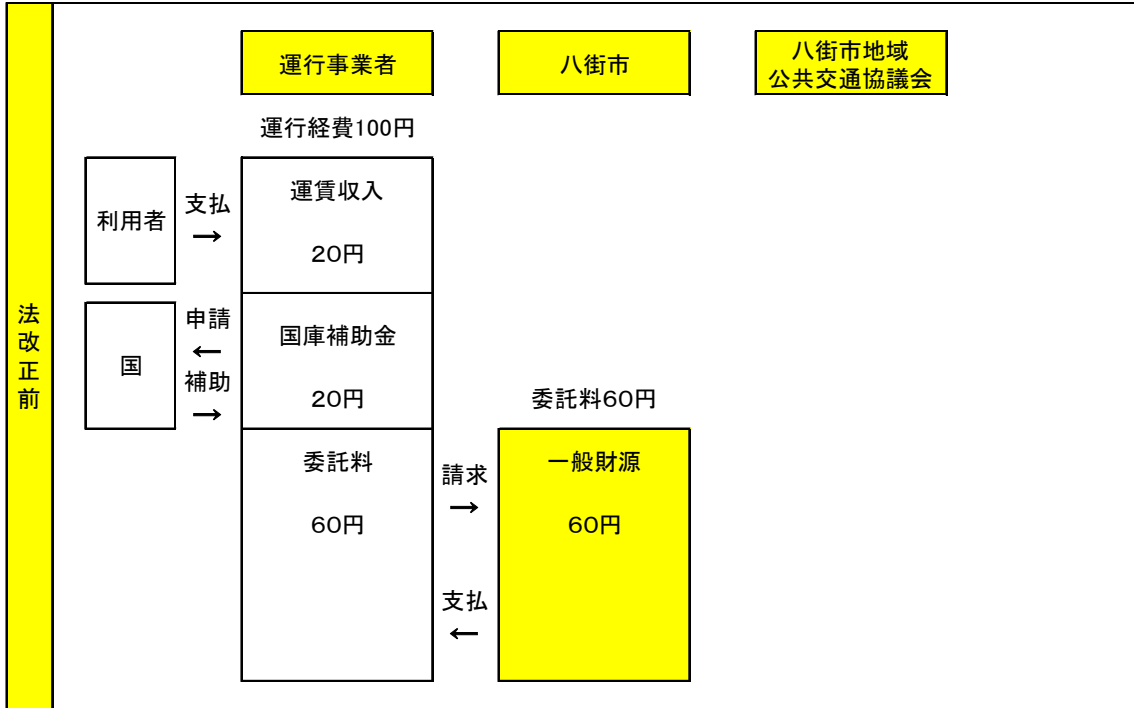
	改正前	改正後
補助対象事業者	乗合バス事業者、又は活性化法定協議会	活性化法定協議会
交付要件	生活交通確保維持改善計画の策定・認定	地域公共交通計画における地域交通確保維持事業に関する内容の記載・認定

2 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業におけるスケジュール

令和3年6月17日	八街市地域公共交通協議会において、八街市地域公共交通計画における地域交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助金)に関する記載内容の協議・承認
令和3年6月23日	地域交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助金)に係る地域公共交通計画認定の申請 補助対象事業：ふれあいバス運行事業 (北・東・西・市街地循環コース) 補助対象期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日
令和3年9月28日	地域交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助金)に係る地域公共交通計画の認定
令和4年11月17日	地域交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助金)の交付申請
令和4年12月26日	①地域交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助金)の取扱について報告 ②八街市地域公共交通協議会において、地域公共交通計画の一次評価
令和5年2月	①国において、地域公共交通計画の二次評価 ②地域交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助金)の交付決定及び額の確定
令和5年3月	①八街市地域公共交通協議会の令和4年度歳入歳出予算の補正 ②国へ支払請求書提出
令和5年4月	①国から八街市地域公共交通協議会に地域交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助金)の交付 ②八街市地域公共交通協議会から市会計に国庫補助金相当額を納入

(別紙2)

地域公共交通活性化再生法の改正に伴う補助金執取扱の変更について



市が負担する一般財源は変わりません。

